



このまちで始める

物事には全て、始まりがあります。

では、その出発点をどこにするのか？

それはとても大事なことであり、人は皆、悩みます。

二本松市をその出発点としてくれた方々に、

市はできる限りのサポートをしたいと考えています。

「このまちを選択して良かった。」と思っただいたくために…

今月号では、このまちで「働き」「住み続け」「子育てをして」

「安心した老後を過ごせるよう」、市が実施しているサポー

ト事業の一部を紹介します。



OSAKA SOUL FOOD 小虎
店主 やぎ けんじ 八木 堅志さん

大阪府出身の八木さんは、5年前に仕事で福島県に来て、4年前から二本松市に住んでいる。住んでいるうちにこのまちが好きになり、仕事が一段落すると、二本松に定住することを決意。



麺屋しん蔵
店主 たかみや しん 高宮 新さん

小さい頃から、漠然と自分で何かを起業したいと思っていた新さん。元々は工場で働いていたが、知人の誘いで市内のラーメン店で働き始めるうち、いつしか自分の店を持ちたいと思うようになった。



和麦工房ぱんぱん
代表 えんどう やすこ 遠藤 康子さん

今年4月まで、岩代地区女性防火クラブ地区会長を務めていた康子さん。お店で取材をしていると、味はもちろんだが、康子さんの人柄に引かれて来店するお客さまも多いようだ。

◀市内で頑張っている企業やお店が数多くある中で、市は平成28年度より、新たに事業を営もうとする方が、市内の空き店舗や空き家、空き事務所等を活用して新たに創業しようとする方を対象に、建物の改修費用などの一部を助成する制度(4ページ参照)を開始しました。

これまでに6人の方が、この制度を活用して市内で創業され、新たなスタートを切っています。

市内にお店が増えることで、まちに賑わいが生まれ、活気がでてきます。

このページでは、昨年度に市の助成制度を活用して創業された3人(店舗)を紹介します。



「大阪キャベツ焼き」はお店の看板メニュー。具材のキャベツを少し大きめに切ることで、生地のモチモチ感とキャベツのシャキシャキ感が同時に楽しめる。ソースは大阪から取り寄せており、メニューに応じてソースを変えている。【お店の住所：若宮2-74-5】

ソウルフードとは、その地域特有の料理で、地域の人に親しまれている郷土料理のこと。お店の名前のおり、大阪でみんなに親しまれている郷土料理を若宮地内で提供しているのが、今年の3月17日にオープンした『OSAKA SOUL FOOD 小虎』の店主・八木堅志さん。

八木さんはもともと大阪府出身。仕事の都合で4年前から二本松市に住み始め生活していくうちに、祭りがあり、桜もきれいで、何よりこのまちの人の人情味に惹かれ、二本松が大好きになったといいます。

仕事が一段落し、大阪へ帰るか二本松に残るか考えていたときに会ったのが、二本松市の創業者を支援する制度。大阪で飲食業を営んでいた経験をもつ八木さんは、大阪のソウルフードを二本松の方々にも食べて欲しいと思い、出店を決意しました。

今後の抱負について、八木さんにお聞きしました。「二本松の人たちにかわいがってもらえるようなお店にしていきたい。テイクアウトもできるので、買い物などのついでに気軽に立ち寄っていただき、大阪の味を楽しんでほしいです。」



お店の一押しメニューである「田舎の醤油」は、木樽で醸造した醤油を使用。あっさりした味のスープだが、東北では馴染みの「あまじょっぱさ」があり、郷土料理ざくざくを愛する二本松っ子ならきっと楽しめる。【お店の住所：根崎1-46】

いつかは自分で起業したい。小さい頃から何となくではあるが、創業意識を抱いていた高宮新さんは、今年の3月20日に念願だった自分のラーメン店『麺屋しん蔵』を根崎地内にオープンさせました。

以前は、市内の別のラーメン店で店長を務めていた高宮さん。お店を切り盛りしながら、いつかは自分の店を出したいとずっと考えていたそうです。そんなときに出会ったのが、創業者を支援する市の助成制度でした。他市で起業しようとしている仲間と話していると、二本松市の補助率の良さに

びっくりされるそうです。「この補助金が自分の店を持つという夢を後押ししてくれました」と語る高宮さんは、実は市外での出店も考えていました。しかし食を通して、微力ではあるけれども、地元二本松を元気にしたいと考え、市内での開店を決意したそうです。

麺屋しん蔵の味のコンセプトは、「小さい子どもからお年寄りまで、みんながおいしく飲めるスープ」。今後の抱負について何うと、「地元の人に永く愛され、気軽にいつでも食べに来ていただけるお店にしたい」と話してくれました。



一押し「かぼちゃパン」は、市内で栽培された「かぼちゃ」が生地に練り込まれている。お店のパンは全て、国産小麦、白神こだま酵母、きび砂糖、あら塩のみで作られており、添加物を一切使用していないため、噛めば噛むほど味がでる。【お店の住所：小浜字新町26-2】

今まで続けてきた仕事と、新たにパン屋の仕事の2足のわらじを履くのは、今年の3月26日に小浜地内にオープンした『和麦工房ぱんぱん』の遠藤康子さん。月曜日と金曜日は、日の出前からパンを焼き、パン屋の開店準備ができれば、もうひとつの職場へ出勤しています。パン屋が開店してからのお店の切り盛りは、旦那さんと友人の2人。「旦那と友人の協力なくしてはできなかった」と遠藤さんは話します。

もともとは自宅で農家民宿をしながら、宿泊したお客さまにパン

作りを教えたいと思っていた遠藤さんは、8年くらい前からパン作りを学び始めました。今から約1年前、本格的にお店を出そうと考えていたとき、商工会の方から市の「空き店舗等活用事業補助」を紹介されました。「この補助事業がなければ、ここまでの準備はできなかった」と当時を振り返ります。

遠藤さんのお店のコンセプトは「近所のおばちゃんたちに楽しんでもらえるようなお店」。開店と同時にパンを買い求めに来るご婦人方を見ていると、すでにその目標が達成されているような気がします。

働く

市内で働く方を支援します

市内には、働く場所がたくさんあります。
また本市では、これから創業を考えている方やより良い事業展開を考えている経営者の皆さんに向けて、県内トップクラスの補助制度を準備しています。

01 市内で創業される方必見① 空き店舗等活用事業補助

新たに創業する方が、市内の空き店舗や空き家、空き事務所等に入居する際の改修費および賃借料等に対し、その費用の一部を補助します。
補助額等

補助対象経費	補助対象期間	補助限度額
①店舗等改修費	交付決定日から営業開始日まで	200万円
②店舗等賃借料	営業開始日月の属する翌月から1年間	10万円/月 5万円/月
③創業者住居賃借料		

補助率 3分の2以内
補助対象者

創業者のうち、市内在住(市内に転入予定)の方、または市内に事業所を有する法人

補助対象経費

①店舗等改修費:

- ・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事
- ・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入

※いずれも市内業者を利用する改修または備品購入に限る。

02 市内で創業される方必見② 融資資金利子補給補助

②店舗等賃借料:
・賃借店舗等の月額家賃(敷金・礼金等の諸経費を除く。)
③創業者住居賃借料:
・年度内に市外から転入した方の住居の月額家賃(敷金・礼金等の諸経費を除く。)

新たに市内で創業される方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。
補助額 対象融資において支払うこととなる1〜2年間分の利子相当額

※限度額は、融資額に係る利率の年2パーセントに相当する額

補助対象者

- ・対象融資を受けた後、速やかに創業する方、または創業後1年以内に対象融資を受けている方
- ・市内に本店や主たる事業所がある法人または個人で、引き続き市内で事業を営む方

補助対象融資

- ・福島県起業家支援保証融資
- ・(株)日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
- ・市内金融機関が実施する前記2つの融資条件に準ずる融資

※対象融資の上限は2千万円

03 新たな事業展開を目指す方へ① 繁盛店づくり支援事業補助

※借換資金としての融資は対象外
◎問い合わせ・申請先(01-02) :
・二本松地域で創業を希望される方:
二本松商工会議所 ☎(23)3211
・安達地域・岩代地域・東和地域で創業を希望される方:
あだたら商工会 ☎(23)5854
・問い合わせのみ:
商工課商工振興係 ☎(55)5120

市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「新品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」に対し、その費用の一部を補助します。
補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費
新商品開発事業 (市内の地域資源を活用したものに限り)	専門家謝金・旅費、研究開発費、市場調査費、パッケージラベル・パッケージ作成費、広告宣伝費
販路開拓事業 (自社の製品等の情報を市内外へ発信する事業)	研究開発費を除く上記経費の他、ホームページ制作費、ネットショップ開設費
経営改善事業 (自社の経営状況を改善する事業)	専門家謝金・旅費、経営改善計画策定費、セミナー参加費

補助率 2分の1以内
補助限度額 30万円
↑



補助対象者

中小企業者で、市内に事業所を有する法人か、事業所を有し市内に在住の方、または前記を主たる構成員とする組合および任意団体

補助対象業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）、娯楽業を営む店舗

募集期間 5月15日（火）から6月15日（金）までの午前9時から午後5時（土日・祝日を除く。）

04 新たな事業展開を目指す方へ② 店舗等施設整備費補助

市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「店舗等の改装・改修」や「店舗等と一体となった機能する備品の購入」に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象者

市内在住の方、または市内に事業所を有する法人

補助対象経費

- ・市内施工業者を利用する10万円以上（税込み）の店舗改装費用等
- ・市内販売業者を利用する10万円以上（税込み）の店舗と一体となつて機能する備品購入費用

補助率 2分の1以内

補助限度額 50万円

補助対象業種・募集期間

「繁盛店づくり支援事業」に同じ。

※03および04の事業採択に当たっては、先着順ではなく、内容審査の上決定します。

◎問い合わせ・申請先(03・04) : 商工課商工振興係 ☎(55)5120

05 新たな事業展開を目指す方へ③ 展示会等出展支援補助

市内事業者の新規市場開拓・販路拡大支援のため、展示会等に出展する際の経費の一部を補助します。

補助対象者 市内に事務所または事業所を有する事業者

補助対象事業 市外で行われる展示会や商談会など

※即売を主目的とするものを除く。

補助対象経費

展示小間料、出店負担金、展示装飾料、備品使用料、旅費、運搬費

補助率 2分の1以内

補助限度額 10万円

06 人材育成を手助けします 事業所等人材育成補助

市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修受講等に係る経費の一部を補助します。

補助対象者 市内で事業を1年以上営んでいる事業所など

対象となる研修等

①事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して開催する研修

②専門研修機関が実施する各種研修等補助額等

①研修に要する経費の2分の1以内の額で、限度額は50万円

②研修に要する経費の2分の1以内の額で、受講者1人につき限度額10万円

◎問い合わせ・申請先(05・06) : 商工課企業誘致係 ☎(55)5121

07 二本松に就職する方を応援 大卒者等定住促進奨励金

支給対象者(次のいずれにも該当)

- ・学校教育法に規定する大学、大学院の修士課程、大学院の博士課程、短期大学、専修学校(教育・社会福祉の専門)および高等専門学校を卒業して1年以内の方
 - ・平成30年4月1日以降に、市内の事務所や工場、保育所等に新規で正社員または正職員として雇用され、市内に定住する方(公務員、契約社員、嘱託、パート、アルバイト、臨時雇用者は除く。)
 - ・正規雇用された時点において、奨学金の返済残高がある方
- ※この他、納税要件等あり

奨励金の額 最大30万円

◎問い合わせ・申請先 :

企画財政課地方創生・新エネルギー推進係 ☎(24)7120

住む

市内に定住する方を全力でサポートします

全国の地方自治体では、人口減少を食い止めることが大きな課題となっており、本市も例外ではありません。市内へ定住してもらうための本市独自の助成事業を提案することで、この問題を乗り切っていきます。

01

結婚して二本松市へお引っ越しする新婚夫婦へ
敷金、礼金、引越し費用助成

新生活を支援するため、平成30年1月1日から平成31年3月20日までの間に婚姻届を提出し、新たに市内の民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦で、次の要件を全て満たす方を対象に、敷金・礼金等を助成します。

支給対象要件

- ・夫婦の所得合算額が340万円未満であること
 - ・婚姻届提出日における夫婦双方の年齢が34歳以下であること
 - ・平成30年1月1日から平成31年3月20日までの間に、市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、新婚夫婦の双方または一方が居住していること
 - ・新婚夫婦の双方または一方が、本市に住民登録があり、生活の本拠が本市にあること
 - ※この他、納税要件等あり
 - ※平成31年3月31日までに申請が必要
- 助成対象費用**
- ・民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結に伴い支払う、敷金と礼金
 - ・運送業者等に支払う引越し費用

02

新婚さんの家賃を助成します
新婚世帯家賃助成

市内の民間賃貸住宅に居住している新婚夫婦に家賃を助成します。
支給対象者

市内の民間賃貸住宅に居住している新婚夫婦（結婚1年以内）で、どちらか一方の年齢が39歳以下であること等の要件を満たすこと。

助成金の額 最大12万円

※助成金の申請を受け付けた日から1年後に支給します。



助成金の額

平成30年1月1日から平成31年3月20日までの間に支払った助成対象費用の合算額（上限30万円）

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

03

祖父母や両親、子どもと一緒に大家族で暮らす方を応援します
三世帯同居住宅改修助成金
支給対象者

実績報告日において曾祖父母、祖父母、父母、子の三世帯以上が同居している方

※この他、納税要件等あり
対象工事

市内業者が施工する、機能の向上を伴う住宅内部の改修（リフォーム）で、次の条件を満たしている工事が対象となります。

- ・工事費用が20万円以上
- ・契約日が平成30年4月1日以降

※太陽光発電の設置やエアコンの設置など、備品購入は補助対象外

助成金の額

最大36万円（助成対象工事費用の2分の1の額）





04 新築住宅を購入する方を応援します 定住促進住宅取得奨励金

二本松市内に定住する意志を持ち、新築住宅を取得した方に奨励金を支給します。

支給対象者

- ・市内業者と契約し建設した新築住宅を取得する方
- ・平成29年4月1日以後に新築住宅の取得契約を締結し、平成30年4月1日以後に新築住宅を取得した方

契約時に39歳以下の方 ⇒72万円	新たに市内に転入される 40歳以上の方 ⇒50万円
<p>契約時に年齢が39歳以下で、配偶者または18歳未満の子を有している等の要件を満たす方</p> <p>二本松市に新たに転入される方で、新築住宅のための土地を購入する場合には、28万円を上乗せ。</p>	<p>新たに二本松市へ転入し、新築住宅を取得される方に支給します。</p> <p>※請負(売買)契約日から1年前以内に本市に住所を有していないこと等の要件を満たす方</p>



・契約時に配偶者または18歳未満の子を有しているなどの要件を満たす方

※この他に、納税要件等あり

助成金の額 左表のとおり

05 空き家をリフォームして 定住する方を応援します 空き家改修助成金

新たに二本松市に転入される方で、空き家を改修(リフォーム)し、定住しようとする意志があるなどの要件を満たす方へ助成します。

助成対象工事

- ・工事が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面所、内装などのリフォーム工事
- ・空き家の購入・賃貸借契約を締結して1年以内に契約した工事

助成金の額

最大50万円(助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額)

※空き家とは：市内の住宅で売買契約または賃貸借契約をした日の前日までの3カ月以上、居住その他の使用をしていない状態にあるもの。ただし、賃貸借のための所有・管理をされている貸家等を除く。また空き家の所有者が、3親等以内の親族である場合は助成対象外となります。

◎問い合わせ(02-55) :
企画財政課地方創生・新エネルギー推進係 ☎(24)7120

妊 娠 子 育 て

二本松市の宝(子ども)を産み育むために

市内に出産できる医療機関が無い現状だからこそ、妊娠期から子育て期までの方々のお役にたてるような、さまざまな取り組みをしています。

※引き続き産婦人科医を確保するための取り組みも進めていきます。

01

妊婦さんにやさしい支援
**妊婦健診、産後健診、
妊婦歯科検診**
妊婦健康診査

出産までの15回分の妊婦健診を助成します。
産後1カ月健診

ママの産後1カ月健診費用を助成します。また今年度から、産後メンタルヘルスのためのアンケートも行います。

妊婦歯科検診

妊娠中は、体調の変化などでもし歯や歯周病が起りやすいため、妊婦歯科検診1回分の費用を助成します。



02

赤ちゃんが欲しいご夫婦へ
不妊治療費の助成

子どもを持つことを希望しているご夫婦を支援します。

※それぞれ所得要件がありますので、詳しくはご相談ください。

特定不妊治療費助成

県特定不妊治療に該当している場合、男性女性を問わず、治療費の一部を一人1回15万円を上限に、通算5年で10回まで助成します。

一般不妊治療費助成

今年度から新たに始めました。年間15万円を上限(回数不問)とし、連続5年まで助成します。

03

出産時の交通費を助成します
出産時交通費助成事業

市外での出産を余儀なくされている状況を踏まえ、出産時と退院時のタクシー利用の助成をします。

助成内容

県内の自宅(里帰り先)等と医療機関までのタクシー料金(実費)を助成します。

※利用時に出産に至らない場合でも、1回の利用とみなします。

※タクシーを利用しなかった場合は、ガソリン給油券(千円×2回分)と引き換えます。



04

スマートフォンで子育て支援
子育て支援アプリ配信中



妊娠・出産を支援するいろいろな情報や、子育てに役立つ情報が1つにまとまった便利なアプリ配

05

産後のママと赤ちゃんのために
産後デイケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後の母体回復や、育児不安軽減のため、二本松病院と連携し、助産師による産後ケアを行います。

対象者 産後5カ月未満までの母子 ※1日2組まで

ケア内容 母子健康チェック、乳



▲Google Play



▲App Store

信をしています。
アプリでわかる主な例
・妊娠・出産に関する支援情報
・乳幼児健診や予防接種の情報
・子育てイベント情報など
こんなこともできます
お子さんの体重や身長、コメントを登録することで、日々の成長日記がスマートフォンで楽しめます。また登録したお子さんに応じた、乳幼児健診や予防接種の時期が自動でプッシュ通知されます。
登録方法 ご利用のスマートフォンで、次のQRコードを読み込んでダウンロードしてください。(市ウェブサイトからもダウンロードできます。)



06

思春期・妊娠・出産

子育てをサポートします
子育て世代包括支援センターを開所します

思春期のお子さんの相談から、不妊相談、母子健康手帳の発行、乳幼児の各種相談など、子育て世代の方に対し、保健師、助産師、子育て支援員などがさまざまな一体的サービスを実施します。

開所予定 9月上旬

設置場所 安達保健福祉センター内

※安達保健福祉センターでは、平日(土日・祝・年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで随時相談ができます。

◎問い合わせ(01-96)...

健康増進課保健係

☎(55)5110

← 房ケア、授乳相談など
 利用日・時間など 月曜日から金曜日の午前10時から午後4時(祝祭日、年末年始を除く。)
 利用負担 1回千円



07

子育て世帯の負担を軽減
第2子以降の保育料が原則無料

子育て世帯を応援する施策の一つとして、第2子以降の保育料を全額助成します。低所得者世帯は、第1子から全額助成対象となります(私立幼稚園、事業所内保育園は一部助成)。

例えば…
保育所・認定こども園の場合
 市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合
 生計を一緒にする子どものうち、年長順から数えて第2子以降にあたる児童
 \保育料無料/
 市民税所得割額57,700円以上の世帯の場合
 未就学の子どものみを数えて第2子以降にあたる児童
 \保育料無料/

◎問い合わせ...

子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)5112

08

急な仕事で子どもを預かってほしい…
ファミリーサポートセンター

急な仕事や病気など、ちょっとした子どもを預かってほしい、家まで送迎してほしい、そんなときはファミリーサポートセンターまでご連絡ください。「特定非営利活動法人子育て支援グループ」

09

ママさんたちの交流の場
子育て支援センター

地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する相談・支援を行う拠点として、育児相談や親子同士の交流ができる親子教室、運動会など、各種イベントを開催しています。開設時間等詳しくは、各支援センターへお問い合わせください。

ろ」が運営しています。
 ◎問い合わせ...

特定非営利活動法人子育て支援グループ
 ☎(23)4740

◎問い合わせ...

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

センター設置地域	設置場所	問い合わせ
二本松地域	二本松保健センター2階	☎(23)0415
安達地域	あだち保育園内	☎(61)3290
	認定こども園まゆみぷらす内	☎(24)8347
小浜地域	小浜保育所内	☎(55)2124
新殿・旭地域	いわしろさくらこども園内	☎(57)2709
東和地域	とうわこども園内	☎(24)8125

老後

高齢者のための福祉サービス

二本松市では、高齢者の方々がいつまでも元気で生きがいをもって生活できるよう、各種サービスを取りそろえています。

生活支援や健康づくりのためにご利用ください。

01 いつまでも健康でいるために 生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。

対象者

介護保険の要介護・要支援状態

にいたらない65歳以上の方

利用料 1日当たり

1130円～1165円

※施設によって異なります。

利用可能施設

- ・二本松生きがいデイサービスセンター(二本松福祉センター内)
- ・安達生きがいデイサービスセンター(安達保健福祉センター内)
- ・岩代生きがいデイサービスセンター(六角はつらつセンター内)
- ・東和生きがいデイサービスセンター(デイサービスセンター・なごみ内)

※各施設とも、専用バスで送迎します。



02 一人暮らし等の高齢者を支援① 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に對し、栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を届けながら、安否確認も行います。

対象者

・おむね65歳以上の一人暮らしの方

・高齢者のみの世帯およびこれに

準ずる世帯の高齢者

配食期間 月曜日から金曜日

利用料 1食当たり400円

その他 糖尿病食や減塩食、きざみ食等、食事制限がある方にも

対応しています。



03 一人暮らし等の高齢者を支援② 緊急通報システム

65歳以上の一人暮らし等の方に、緊急通報装置を給付します。

この給付に当たっては、あらかじめ緊急時に駆けつけてくれる協力員(3人)の登録が必要です。

※前年度所得税に依りて、自己負担金をいただく場合があります。

04 集いの場を提供します 敬老会

年度内に75歳以上になる方を、地区ごとの敬老会にご招待します。婦人会等の地域の方々のご協力をいただき、楽しい一日をお過ごしいただけます。

05 調理や洗濯などのサポートをします ホームヘルプサービス

介護保険の訪問介護の対象とならない65歳以上の一人暮らし等の高齢者の方に、必要に応じてホームヘルパーを派遣し、調理・洗濯・掃除等を行います。

利用回数 週1回1時間程度

利用料 所得に応じて決まります。

06 住宅改修費用を助成します 高齢者にやさしい 住まいづくり助成事業

60歳以上の方が要介護・要支援にならないように実施する住宅改修に対し、改修に要した費用の一部を助成します。

助成額

改修に要した費用の4分の3以内の額(15万円を限度)

申請方法等

工事着工前に申請が必要となります。詳細については高齢福祉課へお問い合わせください。



07 在宅で介護している方を支援① 介護者激励金

重度の介護を要する方を在宅で介護している方に、激励金を給付します。

対象者 要介護4または5と認定された65歳以上の方で、寝たきりまたは認知症の状態にある方を在宅で6ヵ月以上介護している方

激励金 在宅期間によって月額5千円の激励金を給付します。
※給付については、年度分まとめて3月に行います。



08 在宅で介護している方を支援② 介護用品給付

一定の基準を満たす要介護者を介護している方へ、紙おむつなどの介護用品給付券(月額3千円)を発行します。

対象者 要介護と認定された65歳以上の方で、常時介護用品を必要とする方を介護している方
※介護保険適用施設入所者や入院中の方は対象となりません。

09 友達と一緒にリフレッシュ 温泉等利用健康増進事業

高齢者の健康増進と閉じこもりの解消などに役立てていただくため、70歳以上の高齢者(年度中に70歳になられる方を含む)の方に、温泉等利用券(5千円分)を送付します。

注意事項

利用券の交付を受けた方で次の事項に該当した場合は、利用券を返還してください。

- ・市外に転出したとき
- ・死亡したとき
- ・要介護1以上の認定をうけたとき

※要介護1以上の認定を受けた方には送付しておりませんが、外出が可能な方は高齢福祉課までお問い合わせください。
※利用券は本人のみ利用できます。利用券裏面記載の留意事項を守ってご利用ください。



10 二本松の秋の祭典へご招待 菊人形招待事業

市内に住む70歳以上(年度中に70歳になられる方を含む)の方に、菊人形無料招待券をハガキ形式で郵送します。招待券は本人のみご利用できます。

11 高齢者の外出支援① 「ようたすカー」

(二本松地域)

65歳以上の方が通院や買物などに利用できる乗合型タクシーです。利用される際はあらかじめ登録手続きが必要です。

料金 1乗車300円

◎問い合わせ(01511)...

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

12 高齢者の外出支援② 「デマンドタクシー」

(安達・岩代・東和地域)

予約制の乗合型タクシーで、安達・岩代・東和地域にお住まいの方は、どなたでも登録できます。

料金 1乗車300円

◎問い合わせ...

企画財政課企画調整係

☎(55)5090